

アンケート結果にもとづく

中小企業のための 弁護士報酬の目安

日本弁護士連合会

目安が知りたいあなたに！

弁護士に頼んだら、いったいいくらかかるのだろう……？

2004年4月1日から弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士はそれぞれ自由に料金を定められるようになりました。でも、まったくわからないのでは不安になります。

そこで、日弁連（日本弁護士連合会）では、弁護士報酬の目安を知ってもらうために、全国の会員にアンケートをとりました。このリーフレットは、その結果を要約したものです。参考にしてください。

弁護士の仕事は実にさまざまです。相手の出方・争い方、事件の複雑さによってもまた必要な時間もいろいろです。そのため、必ずしもこのリーフレットにある金額どおりになるわけではありません。弁護士に依頼するときには、事業をよく説明して、ご相談ください。

用語解説

弁護士会の報酬規程…2004年4月1日から廃止されています。

弁護士費用……………弁護士報酬と実費の2種類があります。

弁護士報酬……………法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当などがあります。

着手金……………弁護士が手続きをすすめるために事件を受任するときに受取る弁護士報酬のことです。手付け金の意味ではありません。

報酬金……………弁護士が扱った事件の成功の程度に応じて受取る成功報酬のことです。

実費……………収入印紙代、郵便切手代、コピー料、交通費、保証金などです。

表の見方について

例)

着手金

1位	30万円	50%
2位	50万円	25%

(回答率)

報酬金

1位	100万円	40%
2位	120万円	20%

(回答率)

この目安では、アンケート回答数の多かった上位2つを掲載しています。着手金と報酬金の組合せはさまざまです。たとえば、着手金が高いときには報酬金が低く、着手金が低いときには報酬金が高いこともあります。また、具体的なケースにより、それ以外の組合せもありえます。

なお、金額には消費税は含まれていません。また、着手金や報酬金などの金額は本文中にあるとおり、その前後を含みます。

◆ 法律相談

一般市民からの法律相談で、1時間を要し法律相談だけで完結した。

法律相談料	
1万円	59%
5千円	35%

この設例では、法律相談料は、1時間で1万円が59%、5000円が35%です。相談内容などにより法律相談料が違ってくることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 顧問料

月額顧問料額はいくらか。

5万円	28%
3万円	28%

月額顧問料は、5万円と3万円が28%と多く、2万円が12%、10万円も7%あります。また、地域差はありますが、15万円や20万円前後のものや、それ以上もあります。顧問としての弁護士の業務内容は法律相談が中心となりますが、依頼者との契約によって、内容や範囲はさまざまです。このように、顧問料も少額から高額まで大きな幅があります。

そこで、顧問契約の内容を弁護士と協議のうえ、顧問料を決めてください。

◆ 時間制（タイムチャージ）

一般市民事件で時間制（タイムチャージ）を利用する場合、一般的には1時間あたりいくらか。 ※一般市民事件とは、涉外事件を除いた事件をイメージしています。

1万円	45%
2万円	20%

この設例では、1時間1万円が45%、2万円が20%です。

時間制（タイムチャージ）は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。弁護士の労力を時間で合理的に計算できる利点がありますが、事件解決までに、いくら時間がかかるのか予想がつきにくいという難点があります。

現状では、時間制は、外国との取引関係など涉外事件の処理に利用されることが多いわけですが、一般市民事件にも利用される可能性も十分あります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 契約書作成

製造メーカーとして卸業者（法人）との商品の継続的取引のための基本売買契約書を作成したい。年間の取引予想額は3000万円ほど。代金支払いに手形決済の予定あり。物的担保はないが卸業者代表者が連帯保証人になる予定。契約書作成に2～3時間が予想される。その手数料はいくらか。（顧問契約はない）

10万円	42%
5万円	35%

この設例では、契約書作成手数料は、10万円前後が42%、5万円前後が35%です。契約書の内容はさまざまですので、その複雑さや特殊性などによって手数料が違ってることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 売掛金

販売先が、納入した商品の品質にクレームをつけて代金200万円を支払わない。品質に問題はないので代金を回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

着手金		報酬金	
50万円	36%	200万円	44%
100万円	29%	150万円	30%

この設例では、着手金は50万円前後が36%、100万円前後が29%、70万円前後が26%です。報酬金は200万円前後が44%、150万円前後が30%です。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 請負

下請負契約を結び、その下請工事を行ったにもかかわらず、元請業者があれこれ言って、請負残代金500万円を支払わない。そこで、訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意に全額を回収できた。

着手金		報酬金	
30万円	48%	50万円	51%
25万円	20%	60万円	17%

この設例では、着手金は30万円前後が48%、25万円前後が20%です。報酬金は50万円前後が51%、60万円前後が17%です。

着手金は請求の金額、支払いを拒んでいる相手方の主張などによって幅があります。報酬金は、手数や労力などによって金額に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 金銭消費貸借

知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還を求めることにした。当初、弁護士名での内容証明郵便で督促した。ところが、知人からは何の返答もなかった。そこで、さらに訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

(内容証明郵便の手数料)

3万円	45%
2万円	17%

この設例では、3万円が45%、2万円が17%、5万円が16%となっています。

内容証明郵便は、相手方に対する手紙の内容を郵便局が証明してくれる郵便です。内容証明郵便による請求だけで事件が解決することもあります。それだけでは解決せずには多くはその後、交渉事件となったり訴訟になったりしていきます。

(引続き訴訟するとき)

着手金		報酬金	
20万円	46%	30万円	50%
15万円	28%	20万円	21%

この設例では、着手金は20万円前後が46%、15万円前後が28%です。報酬金は30万円前後が50%、20万円前後が21%です。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 約束手形金請求

依頼者A社は、B社振出の額面金額500万円の約束手形を支払期日に提示したところ、支払いを拒絶され、手形訴訟を提起した。A社勝訴の手形判決について、異議が出て、通常訴訟に移行したが、任意に全額回収した。

着手金（手形訴訟）

20万円	49%
10万円	28%

通常訴訟移行後の追加の着手金

通常訴訟移行後の追加の着手金		報酬金	
10万円	53%	50万円	47%
20万円	20%	40万円	28%

この設例では、手形訴訟の着手金は、20万円前後が49%、10万円前後が28%です。また、手形判決後に異議が出され通常訴訟に移行したときの着手金の追加については、10万円前後が53%、20万円前後が20%です。報酬金は、50万円前後が47%、40万円前後が28%です。

手形訴訟は、裁判での証拠の提出などについて制限がありますので、それによって弁護士の活動にも制約があります。その手形訴訟が通常訴訟に移行すると、弁護士の訴訟活動にはその制限がなくなります。

◆ 遺言書作成と遺言執行

定型的な遺言書を作成したい。資産は、不動産、預金と株券で、評価額の総額は5000万円である。その手数料はいくらか。

公正証書遺言の作成手数料		遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料	
10万円	50%	40万円	24%
20万円	32%	100万円	23%

(1) 公正証書遺言手数料

この設例では、10万円前後が50%、20万円前後が32%です。

遺言書にはいくつかのタイプがありますが、代表的なものは公正証書遺言と自筆証書遺言です。公正証書遺言については公証人が、自筆証書遺言は遺言者自身が遺言書を作成します。弁護士は、どのタイプの遺言書が適切か、遺産の内容や評価額の調査、紛争が起きないように遺産の分配の仕方のアドバイス、さらに、公正証書遺言では公証人との準備段階での協議や証人の確保などさまざまな役割を担当します。

したがって、遺産にいろいろな種類の資産があったり、その評価額の算定がむずかしかったり、相続人の関係が複雑で紛争予防のためには遺産の分け方に知恵を絞らなければならないなどの事情があるときには、弁護士の手数料も高くなる場合があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

(2) 遺言執行者にもなっている場合の遺言執行手数料

この設例では、40万円前後が24%、100万円前後が23%、60万円前後が20%です。

遺言書の内容を実現しようとするときには、遺言をした人はこの世にはいません。そこで、遺言書の内容を遺言した人に代わって実現する人が必要になります。その人を遺言執行者といいます。

遺言執行者の仕事は、自筆証書遺言の場合に遺言書そのものを生前から預かるところから始まることもありますが、基本的には遺言者が亡くなったあとに集中します。すべての相続人などへの遺言内容の説明、登記・登録の名義変更の手続き、遺言書で指定された人への物品や預金の引渡など、遺言の内容によって遺言執行者の仕事の中味も異なりますので、弁護士報酬には幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 知的財産権

機械部品を製造している従業員20名の会社が特許権を有し（残10年間）、この特許権を実施して商品を製造販売していた（年間売上額1億円、粗利2000万円）。ある大企業が同様の商品販売を開始したので、特許権侵害を理由とする製造販売差止めの仮処分申立てを提起し、一部請求として1億円の損害賠償請求訴訟も提起した結果、その差止めの仮処分決定が出て、任意に1億円の損害賠償を受けとることができた。

着手金		報酬金	
100万円	25%	700万円	29%
200万円	25%	1000万円	29%
300万円	24%	500万円	24%

この設例では、着手金は100万円前後と200万円前後が25%、300万円前後が24%です。報酬金は700万円前後と1000万円前後が29%、500万円前後が24%です。

着手金・報酬金という報酬請求の形式をとらない回答者も全体の1.2%います。

知的財産権訴訟においては、弁護士のほかに弁理士を補佐人として選任して裁判をすすめることも多く、手続の中で鑑定がなされることもあって、弁護士報酬とは別の費用が発生することがあります。あらかじめ弁護士に報酬請求の形式や別に発生する費用がないかどうか確認してください。

◆ 労働事件

10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、労働者は懲戒解雇を撤回されたうえで、任意に退職し、会社都合を原因とする退職金200万円と解決金200万円を受け取った。

着手金		報酬金	
30万円	48%	50万円	42%
20万円	37%	30万円	39%

この設例では、着手金は30万円前後が48%、20万円前後が37%です。報酬金は50万円前後が42%、30万円前後が39%です。

着手金は、請求金額のほか解雇理由に合理性があるか否か、それを証明する証拠の有無、解雇されてからの生活状況などによって幅があります。報酬金は事案の複雑さ、裁判に要した手数や労力によって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

※ なお、労働者との間で労働条件その他をめぐる個別的な紛争を解決するための新しい手続として、労働審判制度が2006年4月から始まります。

◆ 民事再生（企業）

資本金1000万円。年間売上高約3億円。負債総額10億円（事業関係5億5000万円、金融債務4億5000万円）。資産は、売掛金を回収した現金3000万円のほか不動産、機械・設備、原材料等の合計1億5000万円。民事再生により再生計画が申立から10ヵ月後に認可された。

（1）着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき

着手金		報酬金	
100万円	35%	200万円	39%
200万円	34%	300万円	26%

（2）着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき

着手金		報酬金	
100万円	40%	0円	34%
200万円	37%	100万円	30%

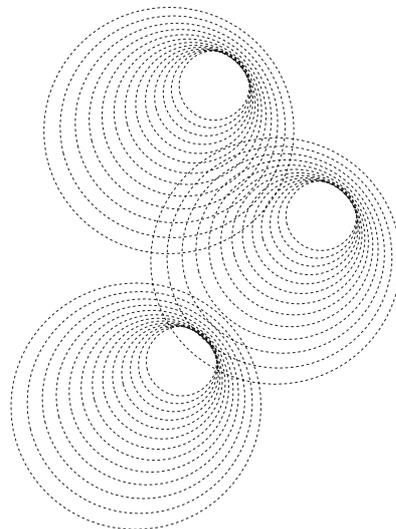
民事再生事件において、弁護士報酬の種類は、その会社の経済的な状況によって、着手金・報酬金の形態もありますが、着手金・報酬金と月額報酬を併用したり、着手金・報酬金はなく月額報酬だけの場合もあります。

この設例では、着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき、着手金は100万円前後が35%、200万円前後が34%です。報酬金は200万円前後が39%、300万円前後が26%です。

着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき、着手金は100万円前後が40%、200万円前後が37%です。報酬金は0円が34%、100万円前後が30%です。このときの月額報酬は、10万円以上20万円未満が37%、10万円未満が33%です。

月額報酬だけによるときは、月額50万円以上100万円未満が32%、10万円以上20万円未満が26%、20万円以上30万円未満が17%です。

企業の民事再生事件では、その会社の活動規模や業態などのほか、再生方針（自力の再生を目指すのか、営業譲渡などによって事実上会社を整理するのか、スポンサー支援により再生を目指すのかなど）によって弁護士報酬に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。



◆ 税務訴訟

3人の店員とともにソバ屋を営んでいる。申告所得額が少ないとして税務調査を受けた。修正申告に応じなかったら、3年分で3000万円を支払えとの更正処分が出された。事件の見通しとして、税務署への異議申立、国税不服審判所への審査請求の段階では、こちらの言い分が認められる可能性は薄く、裁判所に取消訴訟を起こすことを視野にいれて受任した。その結果、訴訟で全面勝訴した。

着手金		報酬金	
50万円	40%	300万円	58%
100万円	34%	200万円	22%

この設例では、着手金は50万円前後が40%、100万円前後が34%です。報酬金は300万円前後が58%、200万円前後が22%です。

着手金や報酬金は、争いのある金額のほか、法令解釈の妥当性や行政内部の通達の存在とその合理性が争われるのか否か、また納税者側の帳簿や原資料の存在と信用性が争われるのか否かなどによっても大きく異ってくると思われます。さらに、税理士など会計専門家の協力が不可欠となることも多く、そのときには別に費用が必要となります。あらかじめ弁護士に確認してください。

◆ 刑事事件

飲酒のうでで自動車事故を起こし、被害者に入院1か月の傷害を負わせた業務上過失傷害・道路交通法違反被告事件（勾留中の事件）を受任し、保釈請求し保釈が認められ、その後の公判手続は判決言渡しを含めて3回行い、執行猶予の判決となった。示談については、保険会社が行ったので、弁護士は関与しなかった。

着手金・報酬金というシステムのとき

着手金		報酬金	
30万円	53%	30万円	45%
20万円	33%	20万円	32%

この設例で、着手金・報酬金という弁護士報酬の請求の仕方をしている会員において、着手金は30万円前後が53%、20万円前後が33%です。報酬金は30万円前後が45%、20万円前後が32%です。

ちなみにこの設例で、着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていない会員は、今回の回答全体の約3%にすぎませんでした。

この設例で、逮捕段階から受任したときと起訴後に受任したときとで、弁護士報酬を加算するかについては、加算しないが59%、加算しても10万円前後とするが30%です。あらかじめ弁護士に確認してください。

2006.2

2005年アンケート結果にもとづく

中小企業のための弁護士報酬の目安

発行：日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866

詳しくは日弁連のホームページにアクセスしてみてください。

<http://www.nichibenren.or.jp/>